

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,990,887
(前年からの繰越額)	1,350,877
(本年の収入額)	2,640,010
支 出 総 額	2,374,637
翌年への繰越額	1,616,250

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	2,640,000	
(ア)のうち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,640,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	2,640,000	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	10	
	合 計	10	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	木田 正信	20,000	R2/1/15	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
2	木田 正信	20,000	R2/2/19	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
3	木田 正信	20,000	R2/3/18	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
4	木田 正信	20,000	R2/4/15	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
5	木田 正信	20,000	R2/5/20	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
6	木田 正信	20,000	R2/6/17	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
7	木田 正信	20,000	R2/7/15	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
8	木田 正信	20,000	R2/8/19	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
9	木田 正信	20,000	R2/9/24	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
10	木田 正信	20,000	R2/10/28	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
11	木田 正信	20,000	R2/11/18	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
12	木田 正信	20,000	R2/12/16	東京都江戸川区東葛西5-30-9	会社役員		
13	(小計)	240,000					
14	三浦 敏夫	60,000	R2/6/17	千葉県茂原市法目1300-4	会社役員		
15	三浦 敏夫	60,000	R2/6/17	千葉県茂原市法目1300-4	会社役員		
16	三浦 敏夫	60,000	R2/12/8	千葉県茂原市法目1300-4	会社役員		
17	三浦 敏夫	60,000	R2/12/8	千葉県茂原市法目1300-4	会社役員		
18	(小計)	240,000					
19	今井 滋則	360,000	R2/3/19	千葉県長生郡白子町牛込726-1	会社役員		

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
20	片岡 暉雄	300,000	R2/4/10	千葉県長生郡一宮町一宮3171	会社役員		
21	中村 フミ	1,500,000	R2/8/7	千葉市緑区上大和田町262	会社役員		
22							
	その他の寄附	0					
	合計	2,640,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	292,266	0	
(4) 事 務 所 費	102,678	0	
小 計	394,944	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,979,693	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,979,693	0	
合 計	2,374,637		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務用品	12,985	R2/1/27	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
2	事務用品 (2/29締め切り分)	18,880	R2/3/27	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
3	事務用品 (3/31締め切り分)	10,162	R2/4/27	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
4	事務用品 (4/30締め切り分)	11,088	R2/5/27	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
5	事務用品 (8/31締め切り分)	16,330	R2/9/28	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
6	事務用品 (10/31締め切り分)	18,491	R2/11/27	㈱メガ	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト14階	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	204,330				
	合 計	292,266				

(その14)

行番号	(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	放送受信料	24,185	R2/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南1-6-12	
2	監査報酬	24,948	R2/9/15	齊藤裕介税理士事務所	千葉県八千代市緑が丘1-2-1-3005	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	53,545				
	合 計	102,678				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					運賃	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		256,820				
合 計		256,820				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	品代	19,910	R2/1/28	エストネーション六本木ヒルズ店	東京都港区六本木6-10-2	
2	品代	52,200	R2/2/21	塩野	東京都港区赤坂2-13-2	
3	品代	12,000	R2/2/28	塩野	東京都港区赤坂3-11-14	
4	品代	11,000	R2/4/28	塩野	東京都港区赤坂2-13-2	
5	品代	45,000	R2/8/7	塩野	東京都港区赤坂3-11-14	
6	品代	10,800	R2/11/19	緑寿庵清水	東京都中央区銀座6-2-1	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		23,082				
合 計		173,992				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	飲食代	備考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	飲食代	61,270	R2/1/3	イルブリ	東京都港区六本木6-10-1	
2	飲食代	91,304	R2/1/11	AWKITCHEN TOKYO	東京都千代田区丸の内1-5-1	
3	飲食代	77,860	R2/2/5	kappou ukai	東京都中央区銀座8-9-15	
4	飲食代	51,546	R2/2/10	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
5	飲食代	67,150	R2/2/10	青山 仁	東京都港区南青山3-9-1	
6	飲食代	45,155	R2/2/12	グランドハイアット 東京	東京都港区六本木6-10-3	
7	飲食代	47,522	R2/2/21	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
8	飲食代	61,590	R2/3/2	アビス	東京都渋谷区恵比寿西1-30-12	
9	飲食代	86,845	R2/3/24	FORNO	東京都港区西麻布4-11-25	
10	飲食代	52,100	R2/3/27	うしのくら	東京都港区麻布十番1-5-23-B1	
11	飲食代	75,740	R2/4/2	kappou ukai	東京都中央区銀座8-9-15	
12	飲食代	27,830	R2/4/23	(株)ホテルオークラ東京	東京都港区虎ノ門2-10-4	
13	飲食代	24,684	R2/5/7	(株)ホテルオークラ東京	東京都港区虎ノ門2-10-4	
14	飲食代	20,449	R2/5/8	(株)ホテルオークラ東京	東京都港区虎ノ門2-10-4	
15	飲食代	46,343	R2/5/12	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
16	飲食代	50,638	R2/5/15	(株)ホテルオークラ東京	東京都港区虎ノ門2-10-4	
17	飲食代	64,900	R2/6/8	南蛮 銀圓亭	東京都中央区銀座5-4-8-7F	
18	飲食代	72,490	R2/7/28	La Vinee	東京都渋谷区恵比寿4-20-7	
19	飲食代	17,800	R2/8/1	(有)寿し処阿部広尾別館	東京都港区南麻布4-2-38	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					飲食代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
20	飲食代	73,920	R2/8/5	リストランテ濱崎	東京都港区南青山4-11-13	
21	飲食代	44,330	R2/8/14	分とく山	東京都港区南麻布5-1-5	
22	飲食代	36,080	R2/8/18	FORNO	東京都港区西麻布4-11-25	
23	飲食代	28,072	R2/8/20	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
24	飲食代	47,069	R2/8/26	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
25	飲食代	19,723	R2/8/31	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
26	飲食代	35,390	R2/9/2	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
27	飲食代	17,132	R2/9/24	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
28	飲食代	25,410	R2/10/15	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
29	飲食代	35,640	R2/11/30	AU GAMIN DE TOKIO	東京都渋谷区恵比寿3-28-3	
30	飲食代	81,066	R2/12/1	ESQUISSE	東京都中央区銀座5-4-6	
31	飲食代	51,700	R2/12/2	小川食品㈱	東京都渋谷区代官山町10-13	
32						
	その他の支出	10,133				
	合 計	1,548,881				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 3月 23日

政治団体の名称 つばさの会

会計責任者の氏名 森崎 大輔



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和3年3月23日

つばさの会
代表 石井 準一 殿

登録政治資金監査人

齊藤裕介

登録番号 第 1645 号

研修了年月日 平成20年12月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、つばさの会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収証等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収証等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、つばさの会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると齊藤裕介が判断したため、自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部の事務所（千葉県千葉市中央区市場町2-13千葉自由民主会館301号）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収証等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収証等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

つばさの会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上